

食品衛生法改正

対応分離膜をお探しの方へ

ポジティブリスト適合品のご案内

ポジティブリスト制度とは

平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律*1により、食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度が導入*2されます。ポジティブリスト制度は、許可されている物質を具体的にリストアップし、それ以外の成分や物質の使用を制限または禁止することで安全性を確保する制度です。

厚生労働省がこの試みで対象としているのは「合成樹脂製品」です。食品産業における規制と品質管理の向上を促進するために、食品製造業者に対して、製造管理規範(GMP)による製造管理の制度化が求められ、原材料の確認、製品の規格基準への適合情報の提供、製造の記録の保存などの対応が必要になります。

*1改正食品衛生法第18条第3項及び告示370号に基づく

*2令和2年6月1日施行

Point

- 制度目的
世界水準の食品安全管理の実現
- 規制対象
合成樹脂の食品用器具・包装容器
- 判断基準
許可された材質かどうか
- 対応期間
移行期間は2025年5月末まで

食品製造で利用される **分離膜モジュール** のほとんどは **樹脂素材** です
材質の開示を求められる可能性があります

食品製造プロセスの液体処理ならダイセン

ポジティブリスト適合の分離膜をご紹介

濃縮

除菌

精製

分離

ろ過

中空糸型膜モジュールポジティブリスト適合製品

- FB02-FUSシリーズ
- FS03-FUSシリーズ
- FS10-FC/FS10-FS-FUSシリーズ
- FS10AFC-FUS/ FS10AFS-FUSシリーズ
- FE10-FUSシリーズ



お問合せ先



ダイセン・メンブレン・システムズ株式会社



まずは評価テストから
ご依頼ください



メンブレン営業部

東京本社TEL: 03-6631-3000 大阪支店TEL: 06-7639-7351

Email: dms_official@daicen.daicel.com